

銃所持脱走米空軍兵の本国送還に対する意見書

12月6日に本村で発生した嘉手納基地所属米空軍兵による銃所持脱走事件で、憲兵隊に逮捕された米空軍兵が、米国に送還されていた事が12月22日付の新聞報道等で明らかになった。米空軍兵が送還された理由は、数人の医療メンタルヘルス専門家からのアドバイスを受けた結果、日本では受けられないケアが必要と判断され、治療のために移送されたとの事である。軍人が銃を所持し、精神に病を抱えたまま村内に脱走していたと言う事であり、村民に最悪の事態を招く可能性があった事から、改めて、村民・県民を恐怖と不安に陥れている。

本村では、今年の9月にも米兵による住居不法侵入事件が発生したばかりであり、本村を取り巻く、米軍基地外居住の現状に鑑み、より深刻な事案が発生しないか村民が憂慮するのは当然の事である。米本国では薬物や戦場からの帰還兵がPTSD（心的外傷後ストレス障害）に疾患し、銃乱射事件を起こすなど多数の人命が奪われているのは周知の通りである。

今回の銃所持脱走事件で沖縄県警察本部は、銃刀法違反容疑での立件を視野に米軍への捜査協力を申し入れていたにも拘わらず米軍当局は関係機関に何の事前説明もないまま脱走米空軍兵を本国へ送還するに至った。この事は、日本の主権がないがしろにされている事であり、断じて許してはならない。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について早急に取り組むよう、強く要請する。

記

1. 脱走米空軍兵の沖縄県での居住経歴を公表すること。
2. 日本の捜査権行使し、原因究明とその結果を公表すること。
3. 過重な基地負担の軽減を図ること。
4. 米軍優位の日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

銃所持脱走米空軍兵の本国送還に対する抗議決議

12月6日に本村で発生した嘉手納基地所属米空軍兵による銃所持脱走事件で、憲兵隊に逮捕された米空軍兵が、米国に送還されていた事が12月22日付の新聞報道等で明らかになった。米空軍兵が送還された理由は、数人の医療メンタルヘルス専門家からのアドバイスを受けた結果、日本では受けられないケアが必要と判断され、治療のために移送されたとの事である。軍人が銃を所持し、精神に病を抱えたまま村内に脱走していたと言う事であり、村民に最悪の事態を招く可能性があった事から、改めて、村民・県民を恐怖と不安に陥れている。

本村では、今年の9月にも米兵による住居不法侵入事件が発生したばかりであり、本村を取り巻く、米軍基地外居住の現状に鑑み、より深刻な事案が発生しないか村民が憂慮するのは当然の事である。米本国では薬物や戦場からの帰還兵がPTSD（心的外傷後ストレス障害）に疾患し、銃乱射事件を起こすなど多数の人命が奪われているのは周知の通りである。

今回の銃所持脱走事件で沖縄県警察本部は、銃刀法違反容疑での立件を視野に米軍への捜査協力を申し入れていたにも拘わらず米軍当局は関係機関に何の事前説明もないまま脱走米空軍兵を本国へ送還するに至った。この事は、日本の主権がないがしろにされている事であり、断じて許してはならない。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について早急に取り組むよう、強く要求する。

記

1. 脱走米空軍兵の沖縄県での居住経歴を公表すること。
2. 日本の捜査権を行使し、原因究明とその結果を公表すること。
3. 過重な基地負担の軽減を図ること。
4. 米軍優位の日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成30年12月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、嘉手納基地第18航空団司令官